

令和4年7月4日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
茂松茂人  
(公印省略)

令和4年10月介護報酬改定（介護職員等の処遇改善）に関する通知  
の送付について（その2）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について以下のとおり通知がありました。つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

介護職員等の処遇改善のために創設される「介護職員等ベースアップ等支援加算」につきましては、「令和4年10月介護報酬改定（介護職員等の処遇改善）に関する告示の送付について」（令和4年4月22日付 日医発第271号）にて、関係告示をお知らせしたところです。

今般、厚生労働省老健局長より、新設された「介護職員等ベースアップ等支援加算」（以下、ベースアップ等加算）を含めた処遇改善に関する加算について、基本的な考え方や事務処理手順等を示した通知が発出されました。前述の告示に続く令和4年10月改定の関連通知のため、（その2）としてご送付いたします。

なお、これまでの「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の関係部分は現行の通知から変更はなく、新設される「ベースアップ等加算」についても、現在実施されている「介護職員処遇改善支援補助金」の通知で示された内容から大きな変更はないとのことです。

また、本通知は令和4年度のベースアップ等加算に係る届出から適用されるものであり、これまで適用されていた「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日 老発0316第4号 厚生労働省老健局長通知）は、令和4年9月30日をもって廃止されるとのことです。

併せて、今般の処遇改善により介護報酬に関する留意事項に関する通知等について一部改正が行われましたので、お知らせいたします。

本通知等を含め、介護報酬に関する通知等につきましては、日本医師会ホームページ-メンバーズルーム-介護保険-介護報酬改定に関する情報<令和4年度>（介護職員処遇改善支援補助金含む）に掲載いたします。

<https://med.or.jp/japanese/members/kaigo/r04kaitei/index.html>

記

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol.1082

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令4.6.21 老発0621第1号 厚生労働省老健局長通知）

○介護保険最新情報Vol.1084

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

（令4.6.23 老高発0623第2号、老認発0623第1号、老老発0623第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長通知）

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・澤野)  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737  
E-mail: t-nishii@po.osaka.med.or.jp